

令和 7 年度事業計画

《基本方針》

腎臓移植に関する援助を行うとともに、臓器（臓器の移植に関する法律第 5 条に規定する臓器をいう。ただし、眼球を除く。以下、同じ。）移植に関する関係機関との連絡調整、臓器移植に関する知識の普及啓発等を行い、もって県民の健康の増進及び福祉の向上に寄与する。

《事業内容》

1 腎臓移植に関する助成

腎臓移植希望者の登録時の組織適合性検査費用の一部（1 人 20,000 円）を助成する。

2 臓器移植に関する関係機関との連絡調整

（1）院内体制整備

ア 臓器提供シミュレーション等の実施

各医療機関内で、提供事例発生の際に院内コーディネーターが関係部署と円滑に連携が図れるよう、院内マニュアルの作成や改訂、シミュレーションの開催、勉強会を行う。より多くの医療関係者が臓器提供の意思確認を行い、ドナーや家族の意思が尊重されるよう支援する。

イ ドナーカード等保持者の意思の尊重

入院時、患者に臓器提供の意思確認を行い、その意思を尊重できる体制の構築を行う。

（2）かがわよりよい臓器提供体制をみんなで構築する会議の開催

年 3 回開催し、定期的な意見交換により各医療機関での問題点等の共有及び連携を図る。

うち、1 回は実践的教育プログラムを兼ねて開催する。

（3）実践的教育プログラムの開催

脳死下臓器提供の場合には、法律に基づいた脳死判定を 2 回行い、死亡確認後に臓器摘出を行うことになる。令和 7 年度には、厚生労働省の法的脳死判定マニュアル改訂があることから、脳死下臓器提供の未実施の医療機関においては、特に臓器提供へのハードルが高くなる可能性がある。そこで、法的脳死判定マニュアル改訂に伴う法的脳死判定の実技指導セミナーを開催する。

（4）患者個票調査

臓器提供施設からドナーとなりうる患者の医学的データの収集を

行い、今後の症例発生時に適切な対応ができるよう、かがわよりよい臓器提供体制をみんなで構築する会議で事例検討を行う。

(5) 臓器搬送訓練

県内の医療機関からの臓器搬送に備えて、関係機関と連携し、時間的制約のある中で、安全に確実に搬送できるよう搬送訓練を行う。

3 臓器移植に関する知識の普及啓発

(1) 臓器移植普及推進月間（10月）

主要施設のグリーンライトアップ（平成28年から高松シンボルタワー、令和3年から四国電力株式会社屋上鉄塔）を中心に、県広報誌やラジオ番組等による広報、電子看板での啓発映像の放映、関係団体と協力した臓器提供意思表示説明用リーフレット、パンフレット、ポスター等の配布を行う。

(2) 臓器移植コーディネーターによる説明会等の実施

県民を対象に臓器移植コーディネーター等による説明会等を実施する。また、県内の高校、看護学校等の生徒、教員を対象とした出張講座を開催し、臓器移植に関する知識の普及啓発に努める。

(3) 幅広い世代に向けた普及啓発

幅広い世代の方々に、臓器移植に対する関心を持っていただき、ご家族や大切な方と、いのちのことや臓器移植について話すきっかけ作りとなるよう地域貢献に積極的な他団体等と連携したイベントやSNS等を活用した継続的な啓発を行う。

(4) 新規の免許取得者を対象とした普及啓発

臓器移植の意思表示に対する関心を持っていただけるよう、自動車学校等において、ポスター、パンフレット、意思表示説明用リーフレット等の掲出、設置などを継続して行い、運転免許証の裏面の意思表示欄の記入促進に努める。

(5) 県庁舎での普及啓発

年間を通して、県庁舎内にて掲示物等を用いて職員や来庁する県民に対して啓発活動に努める。

(6) 香川県臓器移植連絡協議会の開催

県内の臓器移植関係者（移植施設、提供施設、民間団体、県臓器移植コーディネーター等）で構成する香川県臓器移植連絡協議会を開催し、院内体制整備の充実と臓器移植の普及啓発を推進するための協議を行う。

(7) 機関誌の作成等

財団の機関誌の作成、賛助会員等への配布、ホームページでの掲載を行う。

4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

臓器提供者の遺族への供花等を行う。